

別記様式第2号

極端紫外光研究施設XMC D利用申請書（成果非公開用）

年 月 日

分子科学研究所長 殿

申請者 所属先
所 属 住 所 (〒)
職 名 電 話 (内線)
ふりがな E-mail
氏 名 印 企業種別(*) 大企業 / 中小企業 / その他
分野・業種等(*)
(*) 下段の基準及び一覧より選択すること

下記のとおり貴研究所の装置を有償利用したいので申請します。
また、実施に当たって、万一の傷害等の保障に関しては、申請者と申請者の所属機関においてすべての責任を負えることを誓約します。

記

I 利用する装置 1) X線磁気円二色性測定装置 (XMC D)

II 研究課題

.....

III 研究実験補助のために共同利用研究者を伴う場合、氏名、所属及び職名

氏 名	所 属	職 名	研究の分担事項

IV 使用計画

- ② 使用する光源又はビームライン :
- ② 使用希望時期 :
- ③ 使用希望マシンタイム : (0.5週単位)

V 研究の目的及び従来の研究経過

VI 研究計画

VII 測定試料

- ① 試料名（化学式）：
- ② 形態形状：
- ③ 重量：
- ④ 安全性：
- ⑤ 使用後の処理：

VIII 必要とする装置・器具等

- ① 施設にある装置・器具（数量）：
- ② 持込む装置・器具（数量）：
- ③ その他（寒剤（液体ヘリウム、液体窒素）等）：

IX その他

- ① 事前打合せの研究所対応者名
- ② その他特記事項

X 不正防止に関する誓約

申請者及び分担者は、貴研究所の装置の有償利用にあたり、以下のガイドライン等を理解し、これらのガイドライン・方針・規程、自身が所属する機関の規則、関連する法令等を遵守し、研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）、及びそれ以外の不正行為（不適切なオーサリング、二重投稿等）を行いません。

- (1) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）

https://www.next.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afiedfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

- (2) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究活動上の不正行為を防止するための基本方針（平成20年2月28日決定）

<https://www.nins.jp/site/rule/1024.html>

- (3) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（平成20年2月28日自機規程第74号）

<https://www.nins.jp/uploaded/attachment/3157.pdf>

以上について、誓約する場合はチェックを入れてください。

誓約します。

XI 安全管理に関する誓約

申請者及び分担者は、貴研究所の装置の有償利用にあたり、分子科学研究所安全ガイド (<https://www.ims.ac.jp/guide/safetyguide.pdf>) を理解し、これらのガイドライン、自身が所属する機関の規則、労働安全衛生法等の関連する法令等を遵守し、安全と環境を常に意識しながら、研究活動における事故・災害の発生防止に努めます。

以上について、誓約する場合はチェックを入れてください。

誓約します。

上記の装置利用の申込みを承認する。

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

印

上記は、申請者が本研究所に来所し実験等を行うことを承認できる方の所属、職名及び氏名(申請者本人は不可)を記入の上、捺印ください。

記載
不要

施設長	担当者

【企業種別基準】

大企業 資本金3億円以上または従業員300人以上のどちらかに該当するもの
中小企業 資本金3億円以上または従業員300人以上のどちらにも該当しないもの
その他 上記に該当しないもの

【分野・業種等一覧】

1 有機材料 / 2 電子・磁性・金属・無機材料 / 3 繊維・窯業・紙・パルプ / 4 食品・飲料 /
5 化粧品・トイレットリー / 6 医療・医薬品 / 7 精密機器・産業機械製造業 / 8 医療機器製造業
/ 9 分析・計測機器 / 10 電気・電子機器・総合電機 / 11 半導体・電子部品製造業 / 12 自
動車・輸送・運輸機器・部品製造業 / 13 鉄鋼・非鉄金属製造業 / 14 商社・代理店・流通・小売
業 / 15 電力・ガス・石油・その他エネルギー / 16 建設・不動産 / 17 情報・通信 / 18 金
融・投資・コンサルティング / 19 シンクタンク / 20 水産・農林・鉱業 / 21 報道・メディア・
出版 / 22 外国公館・機関・団体 / 23 官公庁・自治体・地方公共団体 / 24 教育・研究機関 /
25 その他